

FP

# 職業倫理

～その活動領域と守るべきルール～

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所















マイナンバーは平成25年に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、平成27年10月以降、市区町村または特別区から日本国内に住民票を有するすべての人に指定される12桁の番号である。

## 2 制度の目的

行政事務を効率化し、人財を新たな行政サービスの向上に振り向けることができる。行政手続で添付書類が削減されるため（年金や福祉関係の申請の際に必要であった住民票や課税証明書など添付書類の削減）国民の利便性が向上する。所得を正確に把握し、公平・公正な社会を実現する。

## 3 具体的な利用分野（当面は社会保障・税・災害対策の3分野）

社会保障分野では雇用保険の資格取得届、国民健康保険組合での各種届出などで利用  
所得税の申告書や源泉徴収票等の法定調書の作成上で利用  
災害対策では被災者生活再建支援金の支給などで利用

## 4 事業者の立場での留意点

事業者はマイナンバーの取扱規程を定めなければならないが、一部を除く従業員数が100人以下の中小規模事業者には軽減措置がある。

事業者は源泉徴収票の作成事務など、法律上認められている場合に限り、マイナンバーを収集することができる。但し、事前にマイナンバー提供者に利用目的を伝え、本人確認（番号確認と身元確認）を行わなければならない。

マイナンバーの目的外利用はできない。

収集したマイナンバーの安全な保管措置を立てなければならない。

法定保存期間（雇用保険4年、社会保険2年、税関係7年）が過ぎたマイナンバー記載の書類は、速やかに復元不可能な手段で廃棄または削除する。

## 5 F P業務における留意点

F Pはその業務の特性から顧客のマイナンバーを知るケースが多い。マイナンバー記載の書類の収集・保管は禁止されている。よってF Pが顧客からの書類の受領には、マイナンバーの部分を墨で消し、その後のものを受領することに留意する。

### まとめ

- ①マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、社会保障の負担と給付の公平・公正な社会の実現を目的とした制度である。
- ②マイナンバーが記載された書類を収集・保管することは禁止されている。よってコピーなどによる書類の受領では、その点を配慮する。